



新倉山浅間公園内「展望デッキ」

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第156号

3月定例会開催予定

日	月	火 1	水 2	木 3	金 4	土 5
			本会議 (開会) 14:00			
6	7	8	9	10	11	12
		本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00		予算 特別委員会 10:00	
13	14	15	16	17	18	19
	予算 特別委員会 10:00	予算 特別委員会 10:00	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00		
20	21	22	23	24	25	26
		常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00		
27	28	29	30	31		

本会議・常任委員会を傍聴しませんか？

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612

10月臨時会

議案第58号

令和3年度富士吉田市

一般会計補正予算（第8号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ5億1067万9千円を追加し、総額を280億5593万1千円とするもの。

歳入では、ふるさと振興基金繰入金4億9867万9千円、

前年度繰越金

1200万円

を増額し、歳

出では、市民

へ感謝のチケ

ット事業費4

億9867万

9千円、観光

宣伝・観光客

誘致推進事業費1200万円を

増額するもの。



12月定例会

令和3年12月定例会は、11月30日に開会し、18日間の会期を終え、12月17日に閉会しました。

市長提出の議案については、すべて可決、同意しました。また、議会提出1議案についても可決しました。人事案件では、辞職に伴う恩賜林組合会議員の補欠選挙が行われました。

市政に対する一般質問は、4人の議員が行いました。

報告案件・即決案件の概要

報告第15号

債権の放棄について

【内容】

徴収不能な水道料金24万4362円について、債権を放棄したものの。

議案第71号

富士吉田市長等の給与条
例の一部改正について

【内容】

人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告に鑑み、特別職の期末手当を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

議案第72号

富士吉田市職員給与条例

の一部改正について

【内容】

人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告に鑑み、職員の期末手当を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

議案第77号

富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【内容】

人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告に鑑み、市議会議員の期末手当を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

議案第78号

令和3年度富士吉田市

一般会計補正予算（第11号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ3億4567万8千円を追加し、総額を297億88万6千円とするもの。

歳入では、民生費国庫補助金

3億4567万8千円を増額し、

歳出では、子育て世帯への臨時

特別給付金給付事業費3億45

67万8千円を増額するもの。

議案第79号

令和3年度富士吉田市

一般会計補正予算（第12号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ3億6994万3千円を追加し、総額を300億7082万9千円とするもの。

歳入では、民生費国庫補助金

人事案件

富士吉田市外二ヶ村恩賜県

有財産保護組合会議員

（補欠選挙）

渡辺 新喜（下吉田区域）

鈴木 富蔵（下吉田区域）

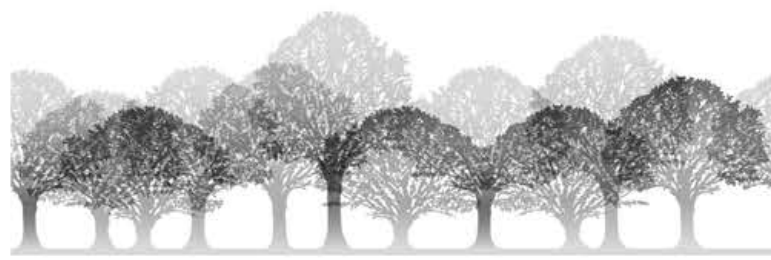
富士吉田市固定資産評価

審査委員会委員の選任に

ついて

【内容】

委員の瀧口克己氏、鮎川久氏及び塚田智之氏の後任に、富士吉田市富士見一丁目2番10号、渡辺正毅氏、富士吉田市上吉田一丁目10番13号、佐藤洋一氏及び富士吉田市上暮地五丁目8番14号、三浦巧治氏を選任するもの。



会期日程

17日	14日	13日	12月9日	11月30日
○各議員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 (閉会)	本会議 ○付託議案等の審査 など	文教厚生委員会 ○付託議案等の審査 など 総務経済委員会	本会議 ○議案の追加提案 ○市政一般質問	本会議 (閉会) ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 など

委員会の審査から

☐ 総務経済委員会

☐ 文教厚生委員会

総

務

経

済



総務経済委員会

以下6議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号

富士吉田市保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床工学技士等修学資金貸与条例及び富士吉田市社会福祉士、介護福祉士、理学療法士及び作業療法士修学資金貸与条例の一部改正について

【内容】

修学資金貸与後の返還免除に必要な

な勤務期間の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第60号

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

【内容】

法改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額措置を導入するため、所要の改正を行うもの。

議案第63号

富士吉田市観光施設の指定管理者の指定について

【内容】

富士吉田市観光施設の管理について「一般財団法人ふじよしだ観光振興サービス」を指定するもの。

議案第68号

富士・東部広域環境事務組合の設立について

【内容】

令和4年2月1日から富士・東部地域12市町村が共同して、ごみ処理施設に関する事務を処理するため、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、富士・東部広域環境事務組合を設立することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。

なお、審査の中で、富士・東部広域環境事務組合設立後のごみ処理施設について、令和14年の稼働を目指しているとのことであるが、一日も早く建設・稼働できるよう努めてほしいとの要望があった。

議案第69号

令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第9号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ14億2350万6千円を追加し、総額を294億7943万7千円とするもの。

歳入では、市債5億480万円、ふるさと振興基金繰入金4億円等を増額し、歳出では、道の駅富士吉田リニューアル事業費9億6129万5千円、公共施設整備基金積立金3億円等を増額するもの。

また、道の駅富士吉田リニューアル事業9億6129万5千円を繰越明許費とするもの。

議案第73号

令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第10号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ1億2422万9千円を減額し、総額を293億5520万8千円とするもの。

歳入では、財政調整基金繰入金1億2422万9千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費8358万5千円、他会計繰出金4064万4千円を減額するもの。



以下10議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号

富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について

【内容】
法改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第62号

富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

【内容】
産科医療補償制度における掛金の引き下げに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第64号

富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について

【内容】
富士吉田市地域福祉交流センターの管理について「社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団」を指定するもの。

議案第65号

富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について

【内容】
富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の管理について「社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団」を指定するもの。

議案第66号

富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について

【内容】
富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の管理について「一般財団法人富士吉田文化振興協会」を指定するもの。

議案第67号

富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

【内容】
富士吉田市民の体育施設の管理について「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」を指定するもの。

議案第70号

令和3年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ1億6077万円を追加し、総額を46億7559万7千円とするもの。
歳入では、前年度繰越金1億6077万円を増額し、歳出では、介護保険償還金9143万4千円、介護給付費準備基金積立金6933万6千円を増額するもの。

議案第74号

令和3年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出からそれぞれ322万2千円を減額し、総額を55億3382万2千円とするもの。
歳入では、一般会計繰入金322万2千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費322万2千円を減額するもの。

議案第75号

令和3年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【内容】
歳入歳出からそれぞれ1304万1千円を減額し、総額を46億625

5万6千円とするもの。
歳入では、一般会計繰入金1304万1千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費1304万1千円を減額するもの。

議案第76号

令和3年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出からそれぞれ2438万1千円を減額し、総額を1億8113万4千円とするもの。
歳入では、一般会計繰入金2438万1千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費2438万1千円を減額するもの。



文教厚生委員会

12月 市政 一般質問 抜粋



前田厚子
議員
(政友会)

質問① 子宮頸がんワクチン 接種に係る本市の 対応について

1回目の質問

HPVワクチンは、HPVの感染を予防し、子宮頸がんの発症を抑える効果が期待される。国は、平成25年6月より積極的な接種勧奨を差し控えたが、令和2年10月1日、厚生労働省の専門部会は、再開を認める方向で合意した。

そんな中、接種者数が大幅に増えたことが厚生労働省の集計で報告された。近年、本市の接種者は、0人または1人であった。今年になり増加傾向にあるそうだが、その推移を伺う。

副作用などの事例により積極的勧奨を中止していた間、毎年約1万1千人の女性が罹患し、約25%が亡くなったとされる。国でもがんの症状に苦しむ人への相談体制を整備し、医療的支援や救済が行われる中、国民からワクチン接種の推進を希望する声が寄せられ、令和2年10月に再

開するとの方向性が示された。接種対象者へ情報を周知するよう通知された事を受け、本市の対応を伺う。

大阪大学の研究結果では、接種推移の低い状況が続くと今後毎年4千人強の罹患者と千人強の死亡者が発生する可能性があるという指摘した。また、私も勉強会に参加し、その重要性を再認識した。

本市でも、接種ができなかった人や定期接種と知らない人の為に、再度周知すると同時に未接種者への救済など、どのように対応するか伺う。

1回目の市長答弁

本市の子宮頸がんワクチン接種者数の推移は、平成22年度から平成25年度までは実績があつたが、平成25年6月に国の通知を受けて積極的勧奨を控えたため、平成26年度から令和元年度は、接種者はいない。

その後、令和2年10月に対応が改正され、国から接種機会の確保を図る等の通知を受けて、接種に必要な情報を周知したところ、令和2年度は36人が接種し、また、本年度は9

月末現在で37人が接種した。

次に、本市における同ワクチン接種対象者への情報の周知は、令和3年1月から3月に広報紙へ掲載し、対象の小学校6年生から高校1年生相当までの女子児童生徒1026人に定期接種の個別通知を送付した。

次に、未接種者への救済等の対応は、令和3年10月に国の副反応検討部会で審議が行われ、「積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させる」と結論が出た。今後は、必要事項が国から発出され次第、この通知に基づき適切に対応する。

また、接種の機会を逃した方への救済措置として、国は来年度より無料接種を行う方針を打ち出しており、具体的な制度概要が示され次第、必要経費の計上等準備を進めていく。

また、同ワクチン接種に関する情報が迅速かつ確実に伝わるように対象者へ個別通知を行い、広報紙への掲載、ホームページ、フェイスブックでの配信、リーフレット配布、ポスター掲示等様々な手段により市民へ必要な情報を広く周知する。

質問② 富士吉田市立看護 専門学校の今後について

1回目の質問

本市の大きな財産である看護専門学校が、閉校へ向かっていることを

9月定例会で一般質問した。その後、多くの存続への願いを聞き、今一度、閉校への足かせとなる2点について再考した。

1つ目は、定員割れである。「定員割れとは、出願者数が、募集人数つまり、志願者が定数以下になることを言う」とある。従って、先の答弁にあつた定員割れだと、希望者は全員合格すると勘違いする。

現在、同校の定員数は1学年50名だ。志願者は、平成29年81名、平成30年61名、令和元年70名、令和2年57名、令和3年72名と毎年定員数を大きく上回る。執行者の考える定員割れは、該当しないのではないのか。

また、現在、市立病院の看護師270名中148名が同校の卒業生だ。その状況下で、閉校してよいのか。修学資金の見直しにより、市外から看護師を募集するとの事だが、コ口ナ禍でどの地域も看護師は大事であり、簡単な事だろうか。他にどのような考えがあるか伺う。

また、「本市の在住者は定員の2割台だ」、「市外の人へ税金を使ったら、市民に説明責任がとれない」と答弁があつた。この事に、市民は「教育にかけるのは、一番の財産だ」、「人を育てることは、やがて大きな経済活動にもつながる」、「市民を信頼してほしい」、「目先のことにとらわれず、先行投資だと考えられないか」と言っており、全く同感である。税金の正しい使い方と費用対効果については、

本市でもしつかり考えなければなら
ないが、市長の考えを伺う。

次に、2つ目の「多額の繰出金の
課題が解決しない限りは」と答弁が
あったが、同校は、地域福祉向上の
一翼を担える有能な看護師の養成と
市立病院への看護師の安定した確保
が目的である。まさに、病院と学校
は不即不離の間柄だ。であれば、繰
出金内容を見直すことはできないか。
一般会計からの繰出金は増加傾向に
あり、市立病院とはいえ、近隣市町
村の医療を支え守っているのが現状
だ。他町村から応分の負担金を頂き、
郡内の医療を守ることを考える時だ
と思う。

また、地元選出の県会議員が富士・
東部地域における看護師の養成・確
保について一般質問し、知事は「看
護師の養成は、富士吉田市立看護専
門学校などと連携し、掘り起こしを
していく」と答弁した。これを受け、
9月定例会で、市長より「今後の看
護専門学校の運営に対する県からの
新たな支援策の有無等といった情報
の収集に努めるなど、その動向につ
いては注視している」と大変希望の
持てる答弁があったが、その後の進
捗について伺う。

最後に、市長に伺う。本市での存
続が財政的に無理ならば、郡内の首
長に声をかけ、県に同校の存続を働
きかけることは可能か。同校の卒業
生は、市内・郡内は勿論、県内の病
院へ多くの人材を送り出している。

同校の存続は、市だけで決めること
は出来ず、県の意見や支援策を引き
出すなど、その為のリーダーシップ
をとってほしいが、いかがか。

1回目の市長答弁

まず、定員割れとは入学者が定員
に達しておらず、欠員が生じている
現状である。看護専門学校では、入
学試験での不合格者があり、第一志
望ではないため、入学辞退者も数多
くいる。その結果、最終的に入学者
が定員に達していないので、「定員
割れである」とお伝えしている。

次に、同校を閉校した場合の市立
病院看護師の確保策は、9月定例会
での答弁どおり、本市修学資金制度
の拡充と市外で看護師を目指す学生
への積極的なPRにより、安定的な
確保は図られると認識している。

次に、税金の正しい使い方と費用
対効果について、行政施策は、貴重
な税金を財源の根幹に実施しており、
不断の追求を行うことは、地方公共
団体として当然の使命と責務である。
これを前提に施策を展開している。

なお、閉校を前提とした検討を進
めることは、卒業生の約6割が市外
の医療機関等に就職している現状を
踏まえると、多額の市税を投入し、
多くが市外の医療機関等の看護師確
保に使われており、費用対効果の面
で極めて不適切だと判断に至った。

なお、市立病院への一般会計から

の繰出金は、当院では、一般の病院
では担うことが難しい高度医療・救
急医療等の不採算部門、地域がん診
療連携拠点病院・地域災害拠点病院
といった富士北麓・東部地域の中核
病院として使命を果たしている。設
置主体の本市では、経費に対して、
総務省が定めた基準の範囲内で一般
会計から繰出している。

仮に、減額した場合、公益性の高
い病院事業の継続が困難になる為、
病院事業への繰出金を減額調整する
ことは一切考えていない。

次に、運営に対する山梨県の動向
は、これまでにも同校の現状と本市
の考えをヒアリングの中で伝えてい
る。令和3年10月に再ヒアリングを
受け、改めて考えを伝えた。その後、
現時点で本市へ連絡はない。

次に、周辺市町村長に声掛けをし、
存続を働きかけることだが、県内の
看護師確保の対応を図る責務は、県
にあると認識している。県も「自ら
が調整を行うべきもの」との考えを
示しており、今後、対応について連
絡があると認識している。

最後に、同校に対する考えは、9
月定例会での答弁どおり、学生数の
確保や多額の繰出金への課題が解決
されない限り、変わることはない。

2回目の質問

9月定例会の一般質問後、新聞各
社において、市に方向転換や同校の

存続を求める記事が大きく掲載され、
「富士吉田市立看護専門学校は、10
年連続国家試験合格률100%を達
成し、毎年約40人の看護師を輩出」
とあった。その後、「大変だが、存
続の為に頑張つて」と多くの声を頂
戴した。それでも、本市は県からの
動向を見ながら、対応を待つだけで、
積極的に市から対策はとらないのか。
実際に、県との交渉はどのような内
容で進めているか伺う。今からでも
県に具体的な支援策を求めているか
が。

次に、周辺市町村長と県に声をか
けてほしいと提案したのは、同校が
開校した際の話を聞いたからだ。何
でも始まりは長く厳しいが、終わり
は一瞬だ。「建設は死闘、破壊は一
瞬」そんな言葉が浮かんだ。

同校が立ち上がるまでに、当時の
恩賜林議員・旧十一ヶ村入会組合・
地元県議など多くの関係者が一同に
会して、一市二村の為に本市の「病
院事業および看護婦養成事業」に対
し努力された。それを承知の上で、
市長は判断したのか。

最後に、市民の付託を受けた議員
として、寄せられた多くの意向をく
み取り、特に、経済的に厳しい若者
の「看護専門学校を残してほしい」
という切実な願いを諦めるわけには
いかない。また、この富士北麓地域
の医療を支える為、希望を損なわな
いよう存続への活動を続ける決意だ。
そこで伺うが、今、コロナ禍である

中「閉校」を決めるのは、他にも理由があるのか。また閉校後の計画もすでに考えているのか。

2回目の市長答弁

まず、県によるヒアリングを複数回行っており、学生数の確保や多額の繰出金への課題が解決されない限り、考えは変わらないと伝えている。また、広く県内の看護師確保を考え、対応を図る責務はまず県にあると認識しており、県の考えや対応等について、その後の連絡を待っている。

次に、市立病院と同校の開設の経緯は、様々な関係団体や関係者の多大なる尽力により実現したことは十分承知している。しかし、開校翌年度から定員数に欠員が生じている状況や、卒業生の就職状況等により、繰出金として市税で負担している運営費のあり方は、著しく不適切である。それ故に今回の判断に至った。

最後に、閉校を前提として検討を進める理由は多額の繰出金支出等以外にはない。また、閉校後の計画は、閉校に向けた検討後に、慎重かつ適切に進めていく。

3回目の質問

県内のコロナ感染者数がゼロを続け、終息の兆しがある中、変異株オミクロン株が感染拡大している。ウイルスとの戦いは、まだまだと実感

しており、地域医療を支えている看護師の存在は、益々大きくなる。ここで閉校すれば、看護師の確保に不安は増すばかりだ。そこで3点、再度納得のいく答弁をお願いする。

1点目、「修学資金制度の拡充と



PRで看護師の安定的な確保を図られる」との答弁だが、本当にそれだけで大丈夫か。毎年、県内でも看護師の募集をしている状況にあり、ペテラン看護師の定年退職など看護師の養成なくしては解決出来ない課題も生じている。本市立病院でも同様である。多額の繰出金により、一般の病院では難しい高度医療や救急医療を担っている同院の足下も揺らいでしまう。看護師の確保は、簡単なことではないが、考えを伺う。

2点目、市内に自宅から通える看護専門学校がある。これは、経済的にも大変な方が、看護師への道を歩める最高の環境だと思う。閉校後の具体的な救済方法があるか伺う。

3点目、市として存続への検討が無理ならば、県に対してヒアリングだけでなく、文書をもって力強く推進するなど市長に尽力してもらえないか。また、「看護師確保の対応を図る責務は山梨県にある」と答弁されたが、学校経営を県として考えていくことも県と相談できるか。

市長の考えを伺う。

3回目の市長答弁

1点目の看護師確保は、看護師を目指す学生に対し、本市修学資金制度を拡充するなど適切に対応していく。市立病院は富士北麓地域の中核病院として、市民をはじめ、地域住民の健康を第一に考え、その医療二

ーズに迅速かつ的確に対応している。そのため、最新鋭の医療機器の導入による高度医療や救急医療の実施など不採算部門を担うことで、地域住民の健康を守り、地域に信頼される自治体病院の使命を果たしている。

このような医療体制を充実・強化するため、十分な医療従事者の確保に努めており、その一つとして、県内でもいち早く7対1看護体制を導入した。患者への手厚い看護が提供できることはもとより、看護師への負担軽減にもつなげている。

よって、他の病院と比較しても働きやすい環境が整えられており、当院で勤務することが看護師としてのスキルアップに大いにつながる環境を提供できていると認識している。

加えて、各種手当の支給は県内公立病院と比べ優遇しており、福利厚生面も院内保育所の定員が80名と県内でもトップクラスであるため、子育て中の看護師も安心して勤務できる環境である。これらの強みを積極的にPRし、安定的な確保は図られるものと認識している。

2点目の救済方法は、本市修学資金制度の拡充等で必要な支援を実施していく。

3点目の同校の経営を山梨県に担ってもらう等の相談については、県に対し、同校に対する本市の考えについて繰り返し伝えており、これに対する考えや対応等についてその後の連絡を待っている。

12月 市政 一般質問 抜粋



太田利政
議員
(政友会)

質問①

コロナ禍後の低炭素社会構築の課題を見据えた各計画の緊急見直しと、その先行的取り組みとしての忠霊塔軽便モノレールと消費拠点づくりパッケージの実施について

1回目の質問

我が市では、令和2年に「まち・ひと・しごと創生第2期地域創生総合戦略」が策定され、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、「人を呼び込み・人に選ばれる魅力ある地域づくりの推進」、「若い世代の希望をかなえる環境づくりの推進」、「確かな暮らしづくりのための経済力の確保」、「地域社会の持続的な発展のための活力の維持」の4つの基本目標を掲げている。

また、コロナ禍以前の平成29年に策定された「富士吉田市観光基本計画」では、具体的な数値目標を定め、

それらを達成するための3つの基本方針を掲げている。

一方、世界に目を向けると、眞鍋淑郎博士が二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化の気候モデル研究功績によりノーベル物理学賞を受賞され、11月に英国で開催されたCOP（コップ）26においては、脱炭素社会実現に向けた各国間での数値目標が共有された。コロナ禍を踏まえた新たな社会経済の構築と、地球温暖化防止・脱炭素社会の構築の2つは、政治や経済、そして日常生活においても最大級のトレンドだ。数年後の社会も読み切れないほど、時代が急激に変化する中で、本市の地域社会を担う私たち議会や行政は、喫緊の課題に果敢に挑戦し、全国自治体の先駆者になる意気込みも必要ではないか。

そこで、市長にお尋ねする。かかり増しの負担となるが、コロナ禍、低炭素社会構築を見据えた本市の各種計画の変更を急ぎご検討いただけないか。豊かな自然と古き良き街並みを有する本市の将来を見据えると、

感染症と共にある低炭素社会を意識した地域公共インフラの整備や商業・農林業の新しい形態の構築を、行政が率先して推進することが何よりも必要だと考える。

その公共インフラについては、民間活力の導入等により、高齢者や障害者を含めた全ての来訪者を、二酸化炭素を排出しない移動手段で、市内や富士五湖地域が周遊できる仕組みを実現していくことが肝要である。

例えば、新倉山浅間公園の麓から忠霊塔までの軽便なモノレールを敷設し、すでに取組んでいる乗合馬車を用いて、麓から下宮小室浅間神社入り口までを結ぶ。他方、同神社周辺・西裏・旧絹屋町に、世界の人々の消費欲を満足させる商業店舗を用意し、また、魅力ある拠点を市内にいくつか作る。そして、それらを脱炭素系の移動手段で結ぶという、世界でも先端的な富士山の麓の街という姿が国際社会にも訴求し、地域が潤う本当のまちづくりが実現すると考える。

前述の各種計画見直しと並行し、先行的取組としての忠霊塔軽便モノレールと、忠霊塔に登っただけで観光客を帰らせない消費拠点づくりパッケージの実施について、来年度予算に調査費を計上するなどの取組を求めるが、いかがか。

1回目の市長答弁

まず、コロナ禍、低炭素社会構築を見据えての各種計画の変更についてだが、御発言のとおり、本市における基本的な計画については、コロナ禍となる以前に策定等を行っているが、令和4年度において本市施策展開の根幹となる第6次富士吉田市総合計画、また、令和4年度・令和5年度の2か年において、環境面での基本的な計画である富士吉田市環境基本計画について、見直しを行う予定である。

これらの計画の見直しに当たっては、コロナ禍の状況を踏まえた今後の本市施策の在り方など、必要な検討を行った上で計画の見直しを行うと同時に、SDGsの達成や低炭素社会の構築等、本市に求められる役割等を踏まえ、それぞれの計画に反映していく。

次に、忠霊塔への軽便モノレールと消費拠点づくりパッケージの実施についてだが、新倉山浅間公園は富士山と桜と五重塔が一望できる眺望の素晴らしいから地元住民はもとより、年間を通じて50万人を超える多くの観光客でにぎわう名所であり、特に桜の開花時期には15日間で11万人を超える方々が訪れる人気の高い観光スポットとなっている。

現在、新倉山浅間公園内の忠霊塔

へは、麓の駐車場から徒歩での来訪をお願いしている。しかし、高齢者や体の不自由な方々にに対し、富士山と五重塔、季節ごとに移り変わる木々の美しい景観を共に楽しんでいたことは、地域経済活性化の観点からも重要なことであり、安心安全な移動環境を整える必要があると認識している。また、低炭素社会の取組が求められている中、電動で駆動する軽便モノレールは最適であると考ええる。

しかし、現地は急傾斜地で、軽便なモノレールの設置には、麓駅や目的地の駅のスペースの確保、支柱を複数設置する必要がある、地質調査や技術的な検証が不可欠であると考えている。また、同公園は神社有地であるため、神社や設置に必要な用地の土地所有者との調整など、多くの解決しなければならない課題が想定される。まずは、新たな施設整備に向けて、脱炭素系の移動手段を主眼に、ルート選定のための地質調査など、整備に必要となる基礎的な調査に着手していく。

また、麓駅や目的地駅には多くの人々が滞留することから、観光客へのおもてなしとしての新たな消費拠点としても有効であると考えている。さらに、同公園を訪れた観光客を対象に富士山下宮小室浅間神社や本町通り、西裏エリア、その他の観光スポットへの誘導や回遊を促すため、

低炭素社会を意識した電動アシスト自転車や電動バイクのレンタルなどの導入についても研究してまいりたい。

2回目の質問

市長からの非常に前向きな答弁に感謝申し上げますとともに、一人の議会人としても喜びとするところだ。

地方分権一括法の施行から20年が経過し、「自治体間競争」の時代と言われる昨今、他自治体に抜き出た先導役として、富士山の麓での低炭素社会実現都市のまちづくりを希望する。

その一端として提言したのが、忠霊塔軽便モノレールである。これは低炭素かつ低コストな乗物で、五重



塔の底の先にある富士山と本市の移り行く四季の眺望を、子供から高齢者、移動に不自由が伴う人を含めた全ての人に提供できる。身延山久遠寺や道の駅南きよさとをはじめ、都内北区の飛鳥山公園「アスカルゴ」などが例として挙げられる。

繰返しになるが、忠霊塔軽便モノレールと、市内の各所とを脱炭素型の乗り物で有機的に結びつけ、忠霊塔を訪れる観光客を市内各所にも滞留させ、存分に富士吉田を楽しんでもらう中で消費の機会も提供するというパッケージ戦略が不可欠である。強調すべきは、一低炭素社会に貢献した旅をする」という付加価値であり、来訪の動機となるよう仕組むことで、本市が他自治体に先駆けて、低炭素社会実現都市となり、世界に名を馳せることができる。

私は、忠霊塔軽便モノレールは、本市が環境面に配慮しながらの観光立市を目指す上で、今後の命運を左右するような一大プロジェクトであると考え、是非とも実現していたきたいと考えているが、市長の見解を伺う。

2回目の市長答弁

まず、富士山の麓での低炭素社会実現都市のまちづくりについてだが、国内外から注目されている新倉山浅間公園において、本市のこれからの

観光施策として、安心安全で低炭素社会を意識した環境整備を進めていくことは、本市を国内外へプロモーションする上でも重要な要素であると考えている。

また、電動アシスト自転車や電動バイクなどの低炭素モビリティのレンタルによる、新倉山浅間公園を訪れた観光客の皆様を市内各所に有機的に導くというパッケージづくりは、環境に配慮した特徴を持つものと考ええる。

このことにより、忠霊塔と富士山だけでなく、これまで知ることのできなかった街の姿や魅力など、時間をかけて街全体を楽しむきっかけや観光消費の増加にもつながれるものと考えている。さらには、これからの低炭素社会に向けた時代の流れと調和した旅の新たな価値の創出となることが期待できるため、これらの仕組みづくりについて研究していく。

次に、新倉山浅間公園の麓から忠霊塔への軽便モノレール設置については、地質調査や技術的検証、用地関係の調整のみならず、多くの整理しなければならない課題も想定される。しかし、高齢者や体の不自由な方々を含め、安心安全な移動環境の整備及び観光客へのおもてなしの創出にもつながるため、軽便モノレール設置の実現に向け、これらの課題を克服できるよう調査研究を進めていく。

12月 市政 一般質問 抜粋



渡辺大喜
議員
(無会派)

質問① ふるさと納税と今後 の政策について

1回目の質問

我が市のふるさと納税としての寄附金額は2017年度にふるさと納税推進室を立ち上げてから年々増加し、昨年度は58億2690万円となり全国第6位という素晴らしい実績を残した。関係職員の日頃の努力に対し、たいへん感謝している。

ふるさと納税制度は、今後も地方自治体間での競争激化が予想される。また、近年では寄附金の用途等に関心の高い寄附者が増えているが、魅力ある返礼品を揃えている自治体に寄附が集まりやすいのが現状だ。

そこで、今年度のふるさと納税の寄附額はどのくらいになる見込みなのか、また、ふるさと納税の寄附額をさらに増やしていく為には、どのような施策をうっていくのか、伺う。

昨年10月から今年にかけて募集した「新倉山浅間公園の展望デッキ増

設」目的のクラウドファンディングでは、目標額の1億円を大きく上回り、4億円以上の寄附が集まった。私もクラウドファンディングによる資金調達を度々提案してきたので、非常に関心をもっていた。展望デッキ整備後の取組として、身体障害者や歩行弱者の為にスロープの整備や園内通路の整備の他にはどのような整備を実行していくのか伺う。

また、展望デッキ整備後はさらに多くの来訪者が想定される。しかし、同公園までの経路には車のすれ違いが大変な箇所があり、駐車場も混雑する、または駐車できないことも予想される。目的に賛同し、クラウドファンディングで寄附をされた方々が、そんな事態になれば、失望し、本市のクラウドファンディングに興味を示さなくなる可能性もある。

寄附者を含む多くの来訪者の期待に応えられるように、周辺道路や駐車場の整備が急務であると考えているが、市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

本年度における寄附額の見込みについてだが、現在、11月までの8か月の寄附額は、32億6千万円余りと昨年度比2割程度の増加となっており、昨年度と同程度の寄附額は確保できるものと考えている。

次に、今後の寄附額増加に向けた施策についてだが、返礼品提供事業者向けセミナーを定期開催し、本市の返礼品の磨き上げや、商品価値の向上を目指しながら、新たな返礼品開発も視野に入れ寄附の増額に努めていく。また、クラウドファンディングについては、今後も取組を強化していく。加えて、現在実施中の感謝ツアーや小中学生による絵手紙での御礼状、市内店舗で割引サービスが受けられる木札の配布など、本市のファンとなっていたただけるよう、本市を訪れ寄附のリピーターとなっていたただけるように引き続き取組む。

次に、新倉山浅間公園の展望デッキ整備後は、既存面積の約5倍となり、一度に100人程度が登れる規模となり、更にスムーズな人の流れになるものと考えている。

その後の取組としては、同公園の散策道で、荒天時に影響を受けやすい未舗装部分などに舗装工事等を行い、身体障害者や歩行弱者の方々に利用しやすくなるよう努めていく。

次に、周辺道路や駐車場の整備についてだが、交通誘導員を増員し、駐車場西側出口の改修工事を行うことで、スムーズに通行できるように対応している。また、臨時駐車場として小学校のグラウンドを借用している現状を踏まえ、より多くの駐車台数確保の必要性を認識しているが、民家も密集している地域であり、大変難しい状況である。

よって、同公園周辺での交通渋滞の緩和、また、公園を訪れる方々に、本市の更なる魅力に触れていただく方策の一つとして、現在、下吉田駅周辺地区において、駐車場整備の調査検討を進めている。

2回目の質問

今年度のふるさと納税の寄附額が昨年度と同程度になることが確認でき、安心した。今後も引き続き、寄附者の新規開拓、リピーターの獲得を継続して頂きたい。

返礼品にAmazonギフト券を加える等、過去に世間を賑わせた大阪府泉佐野市だが、「ふるさと納税3・0」という新たなモデルを創り上げた。

それは、①企業や個人事業主から新たな地場産業を作り出す提案を募集、②市が採択、③クラウドファンディングで資金調達、④目標額に達すると事業開始、という仕組みだ。

寄附額の内、4割は返礼品製造の工場建設や設備投資の補助金として事業者に支給し、3割は返礼品費用、3割は送料や市の経費に当てる。寄附者と共に地場産品を作り出し、寄附の増大につなげ、新たな産業や雇用機会の創出などの経済効果も期待できる。まさにふるさと納税の本旨である地方創生を実現するものだ。

また、市内に限定せず全国の企業等が参加でき、泉佐野市では長野県のビール会社と提携し、市内にブルワリー工場を建設するための寄附金を募集中だ。

本市もこの様な事例を取り入れ、企業誘致や雇用創出を進め、市民税や法人税などの安定した持続可能な税収確保につなげていく必要があると考えるが、市長の見解を伺う。

新倉山浅間公園周辺の交通渋滞の緩和策として、下吉田駅周辺に駐車場の整備を検討している事が確認でき、私も非常に期待している。

クラウドファンディングについては、「有害鳥獣対策」の寄附を募集し、こちらも目標額を大きく上回る金額となった。使用用途として、地元猟友会やICT技術による管理捕獲の実施、鳥獣侵入防止柵の設置や若手ハンターの育成等に加え、ジビエ加工施設の設置についても触れている。ジビエ肉は高タンパク低脂肪な食材として注目が集まっている。最近ではSDGsにも通じ、国内企

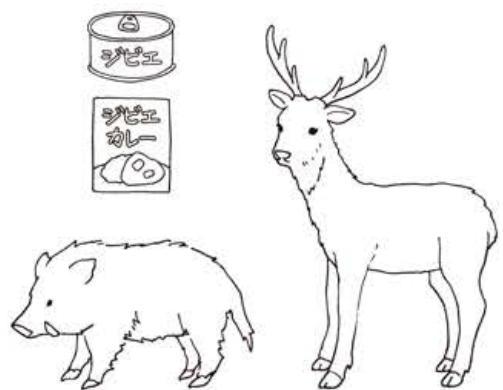
業が続々と参入している。市内や近隣市町村のレストランやホテルでもジビエを提供する店舗が増えているが、そのジビエ肉の多くを県外から仕入れているのが現状だ。市内に加工場があれば、取り扱う店舗も増え、ジビエが富士北麓地域の観光の大きなコンテンツとなり得る。また、農林水産省が制定する「国産ジビエ認証制度」を取得すれば、全国へ販路拡大が見込め、加えて、新たなふるさと納税返礼品としても活用できる。

以上のようにジビエ加工施設の整備は本市における産業の発展や税収の増加に貢献でき、さらにはSDGsの観点からも重要な取組であると考え、市長の見解を伺う。

2回目の市長答弁

まず、クラウドファンディングを活用した企業誘致と新たな産業や雇用機会の創出、それに伴う安定した持続可能な税収確保へつなげる事例を取り入れることについてだが、御発言の仕組みには、クラウドファンディングで寄附の目標額が達成できない場合や、事業開始の後にならなければ寄附者に返礼品を送付できないことなど課題もある。

本市では、返礼品送付の際、市内小中学生の描いた絵手紙を始め、高校生が取材し、事業者が商品に込める想い等を載せたカード、本市を紹



介する独自の冊子を同封する等、寄附者の皆様が、本市を知り、興味をもち、応援したくなる街になるよう、心と心が通い合う取組に注力してきた。また、寄附金活用報告書も送付するなど、きめ細かな取組も行っている。その結果、高評価をいただき、多くのリピーターが生れ、寄附額が全国上位となり、販路拡大となった事業者では、新たな雇用と新商品の創出など経済効果も表れている。

御発言の新たな仕組みについては、泉佐野市や他地域の取組などの調査研究を引き続き積極的に行っていくが、まずは、現在の地域特性にあった企業誘致の取組の継続と、地元事業者の支援につながるよう、返礼品の磨き上げや商品価値の向上に注力し、地域特性をいかした返礼品の充

実、拡充に取り組んでいく。また、地域事業者とともに歩むという従来の姿勢を堅持し、おもてなしの心をいかす中で寄附額の増加につなげ、地域振興となるよう取組を推進する。

次に、ジビエ加工施設の整備についてだが、富士五湖猟友会や富士吉田警察署地区銃砲保安協会から、「ハンターの技術向上や担い手不足の課題解決につながるため、是非取り組んでほしい。」との要望を受けている。また、管理捕獲後の埋却処理の場所確保も困難になりつつある。本市としても、獣害対策やその担い手の確保は、今後も継続すべき重要な課題であり、SDGsの観点からも、行政として努力すべきと考える。

一方で、加工施設Ⅱ「と殺場」というイメージで、悪臭を含め迷惑施設という認識が根強かった。しかし、人が集う施設に隣接した立地に整備する事例もあり、ジビエ肉の人気とともにイメージも変わってきている。

よって、施設整備に向けた絶好の機会ではあるが、最も重要な課題は、しっかりとした運営体制の構築だと考える。

そのため、周辺自治体や富士五湖猟友会、富士吉田警察署地区銃砲保安協会と連携し、調査研究を進める。

また、今年度のクラウドファンディングによる寄附金の用途として、ジビエ加工施設の整備に向け、鋭意取り組んでいきたい。

12月 市政 一般質問 抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

質問①

子ども食堂について

1回目の質問

日本では2015年時点で子どもの7人に1人が相対的貧困状態にある。貧困に直面する子どもの存在が社会的に認知されるに従い、子どもの貧困問題を支援する動きが顕著に表れている。そんな中、今、子ども食堂が注目を集める。

子ども食堂とは、地域住民や自治体が主体となり、無料または安価で子どもたちに食事の場を提供する地域コミュニティの場を指す。子ども食堂の定義は、「子ども食堂・地域食堂・みんなの食堂などの名称にかかわらず、子供が一人でも安心していける食堂」とされる。子ども専用の食堂ではなく、大人も高齢者も歓迎される子ども食堂が多く見受けられる。その基本的な性格は、「子どもを中心とした多世代交流の地域拠点」とされ、全国津々浦々で、数多

く生まれ、広がり続ける。

子ども食堂の利点は、手作りで温かい食事が無料または安価で食べられることである。厳しい生活の中で手作りの温かい食事が食べられるのは、成長期の子どもにとって心身の健康に重要である。

また近年、共働きの家庭が一般的になり、学校から帰ってきた子供たちが家でご飯を一人きりで食べる「孤食」も多い。子ども食堂は、温かい食事の提供だけでなく、地域住民の目が届くところで安全にご飯を食べることができると。さらに、多くの人々が集まる場所であり、アウトホームな雰囲気の中で食事の時間を楽しみながら過ごせる。また、子どもたちがクラスや学年を超えてコミュニケーションを楽しむ、子育ての相談など親同士のコミュニティも生まれる。

一方、子ども食堂の課題は、ボランティアスタッフの家族状況や様々な環境変化により、スタッフの持続的な確保が非常に難しい点である。また、「子ども食堂を開催する場所」にも課題がある。ボランティアアベ

スで開催される子ども食堂は、場所を借りる費用も大きな負担となる。そのため、無償で「子ども食堂を開催できる場所」が少ない。全国では、居住する民家や、メンバーが営む店舗で開催するなど、様々な工夫で子ども食堂は、運営される。

利点と課題のある子ども食堂だが、地域交流拠点と子どもの貧困対策の二面を持つ。その二面は「賑わいを作りたい、そこからはじかれる子供を減らしたい」との思いで繋がる。

市長は子ども食堂にどのような見解を持つのか伺う。

1回目の市長答弁

近年、子どもの貧困が社会的な問題と認知され、具体的な取組の一つである子ども食堂が全国的に見受けられる中、本市でも、平成27年頃から地域活動の子ども食堂が開かれている。

子ども食堂では、食事が満足に取れない子どもたちに栄養バランスのとれた食事の提供や家庭環境を理由に一人で食事する子どもに温かい雰囲気での食事の提供のほか、地域の大人や高齢者等多世代が集い、食事の機会を通じて地域の皆様が交流する場の役割もある。

子ども食堂は、民間の方々が地域の子どもたちを支えたいという熱い思いで活動を始め、支援の輪が徐々

に広がり、活動を支えるための法人や個人からの寄附金及び団体助成金等で運営される。

これから、子ども食堂に関する見解だが、活動当初は子どもたちのためにスタートしたものが、継続した活動を通して、子どもの居場所のみならず、子育て中の親、地域の高齢者等住民の居場所となり、「子ども食堂」イコール「地域食堂」と捉え、子どもたちや地域住民の交流の場としても大きな役割を果たす。

一方、本市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和元年10月から県内13市で初めて小中学校の学校給食の無償化を実施している。また、生活困窮世帯に対する支援の一環で、令和元年度から中学生を対象に、学習支援及び進路相談等を行う、子どもの学習支援事業を実施している。

そして昨年度から、民間の寄附及び社会福祉協議会と連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的な影響を受けた、食料の支援を必要とする小中学生の子どもがいる世帯等に対し、夏休みや冬休みの期間に食料品の配布を行っている。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策では、国が国民を対象に実施した特別定額給付金の支給後に生まれた新生児に対し、市独自施策の赤ちゃん子育てエール給付金を支給した。

様々な状況下にある子どもたちに対し、市が行う支援と、子ども食堂等地域有志の皆様による活動の融合により、子どもたちは地域全体で育む意識が醸成され、子どもを支える環境が構築されていくと考える。

2回目の質問

2020年の子ども食堂に関する調査では、「名前を聞いたことがあり、内容も知っている。」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない。」と答えた人の合計は、84.4%になり、子ども食堂に関する認知度は上がっている。しかし、子ども食堂に行ったことのある人は、少ないという結果が出ている。報道では、子ども食堂が「食べられない子」の場所のように伝えられ、福祉の場所というイメージが付いているのかもしれない。私自身、3年ほど前から西裏地域で開催されるみんなの食堂に関わり、高齢者を中心に食事をしながら楽しそうに会話する雰囲気に触れ、地域コミュニティの大切さを知る場所である。

また、令和3年2月から本市指定管理の施設で開催するみんなの食堂には何度か参加したが、多くの家族連れが参加し、食事後には紙芝居や音楽イベントもあり、広い体育館で自由に遊ぶ子供もいて、家族同士などの触れ合いの場となっている。ぜ

ひ市長にも一度参加してほしい。

現在、市内で二か所の子どもの食堂が運営される。コロナ前には、主任児童委員とボランティアによる子ども食堂が開催されたが、コロナの影響で現在は開催されていない。一日も早い開催を希望する。

子ども食堂に多くの市民の関心や参加を促すため、現在開催される子ども食堂の情報を積極的に周知する常設のコーナーを設け、本市の広報を媒体に案内するべきと考えるが、執行者の見解を伺う。

また、子ども食堂の主催者には、情報がなく本当に子ども食堂を必要とする家庭がわからない。生活の厳しい家庭の情報を把握する行政が、抵抗なく子ども食堂に参加できるように生活の厳しい家庭に対して、丁寧に案内してほしい。執行者の見解を伺う。

厚生労働省が発表した「子どもの見守り強化アクションプラン」には、子どもの見守りへの協力を積極的に求め、活動経費を支援することが明記された。予算化された政策に子ども食堂を明記するのは初めてである。フードバンクの情報提供などと絡めて自治体が子ども食堂の運営団体と協力体制をとるべきと考えるが、執行者の見解を伺う。

理想とする富士吉田市のかたちに、市内のどこにでも当たり前に子ども食堂のある風景を実現したい。本市

各自治会の

協力のもと、多くの子ども食堂の開催を行政がリーダーシップをとり、サポートできる体制づくりを実現してほしい。執行者の見解を伺う。

2回目の市長答弁

まず、子ども食堂の情報を積極的に周知するよう広報紙に常設のコーナーを設けることだが、市内で開催される各種イベントの情報は、主催団体からの依頼で広報紙に掲載するので、子ども食堂も同様に対応していく。

次に、子ども食堂へ抵抗なく参加できるよう生活の厳しい家庭に対して案内をすることだが、子ども食堂は、困窮世帯のみが対象ではなく、地域の子どもたちや多世代の住民が集う居場所である。

このことから、開催情報が幅広く周知されるよう、活動団体にはホームページや新聞への掲載を始め、市内の幼稚園、学童保育及び高校に対し掲示用ポスターを配布するなどの



活動を行う。また、活動団体の依頼を受け、本市では、保育園や市内小中学校に対し、クラスごとの案内チラシの配布や施設内へのポスターの掲示など様々な方法で周知を図り、生活が厳しい家庭の子どもたちも気軽に立ち寄れるよう情報提供を行う。

次に、子ども食堂の運営団体との協力体制をとることだが、子ども食堂の活動が継続して行われ、発展させるには、運営団体との協力体制は大切である。これからも、子ども食堂の立ち上げに際し、活動団体と連携し、本市の災害備蓄品の中で代替え前の消費可能なアルファ米や保存用パン等を提供するなど、団体の活動が円滑に行われるよう支援を行う。

次に、本市各自治会の協力により、多くの子ども食堂の開催を行政がリーダーシップをとり、サポートできる体制づくりを実現することだが、地域コミュニティに大きな役割を持つ子ども食堂の運営は、地域有志の皆様が主体に行われる。

したがって、繰り返しになるが、子ども食堂等民間団体が主体となる地域活動が円滑に行われるため、市が行う支援と地域有志の皆様の活動との融合が必要と考え、子ども食堂が今後も継続して開催され、地域の皆様が積極的に活動に参加できるように、引き続き支援する。

質問②

(仮称)富士の杜巡礼の郷公園事業について

1回目の質問

富士山が2013年6月に世界文化遺産に登録されたことから、ふじさんミュージアム(当時は富士吉田市歴史民俗博物館)や鐘山の滝を有するエリアを貴重な地域資源として次代に残し、歴史的・文化的・自然資源を有効に生かしながら機能を高め、多くの市民が「憩い」「学び」さらに来訪者との交流を図ることをコンセプトに、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園を整備する事業が始まった。

この公園整備のイメージは、大きく三つのゾーンに分けられる。御師住宅おもてなしゾーン、富士の丘ゾーン、そして水辺ゾーンである。

富士の丘ゾーンに隣接するふじさんミュージアムは、富士山信仰に関する資料を中心に富士山の魅力を紹介し、富士吉田市の歴史や産業も紹介され、本市の魅力を知らることができ、情報満載の博物館である。

また、富士山とその周辺の山麓も加えた大迫力のプロジェクトンマッピングで富士山の噴火の様子もリアルに再現し、自然の脅威を知ることができ、小さな子供からお年寄りまで、家族連れでも楽しめること

から、観光ガイドの口コミでも高評価を得る。

水辺ゾーンには、武田信玄の時代に駿河からの敵の来襲を知らせる鐘をかけたとされる鐘山の滝がある。

公園事業計画では、鐘山の滝にはデッキが整備され、四季折々のロケーションを楽しむことができ、富士山の生命の息吹の痕跡と自然の生命の逞しさを実感できる場所になる。

新型コロナウイルスの影響を受ける前は、年間150万人以上の市民及び来訪者が訪れる道の駅を中心としたリフレ富士吉田に隣接することから、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園は、多くの賑わいと本市の経済効果にも重要な役割を果たすと期待する。そこで執行者に伺う。この公園整備は、防衛8条事業対象の公園整備事業である。捻出した費用に対して、どの程度の効用を得られるか、具体



(仮称)富士の杜巡礼の郷公園(イメージ図)

的なコストパフォーマンスを伺う。

また、事業計画の中で、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園エリアの年間の売上高や一年を通しての来客数をどの程度予想するのか。

1回目の市長答弁

本市は、平成25年に世界文化遺産に登録された富士山における富士山信仰の拠点の街として発展してきた歴史がある。

(仮称)富士の杜巡礼の郷公園の整備だが、対象地域は、すでに富士の自然をいかした広域的な観光、交流等の機能を持つ広域交流拠点で様々な事業を展開しており、本事業完了後にはより一層、本市の玄関口の役割を担うことが期待される。

貴重な地域資源を次代に残し、歴史的・文化的な自然資源を有効にいかしながらより機能を高め、多くの市民が「憩い」「学び」さらに来訪者との交流を図る事をコンセプトに、防衛8条整備事業で、国の補助金を活用し、令和5年4月のオープンを予定して整備を進めている。

本事業に対する効用等は、対象地域が本市の玄関口の二つであるため、本事業と併せて隣接する市道の改良工事を行い、これまで富士見公園前交差点で国道138号に接していた市道明見東通り線は、富士吉田忍野スマートインターチェンジから道の

駅を経由し国道138号と接する市道につながるよう、本公園を横断するルートに付け替えを行った。

これにより、富士吉田忍野スマートインターチェンジから本市へ多くの皆様が足を運びやすい環境が整い、魅力あふれる公園エリアを目にすることで、更なる市のイメージアップにつながる。

また、本公園は市民が「憩い」「学び」「交流を図る」という事業目的のため入園利用料等は想定していないが、公園に多くの皆様足踏み入れ、ある人は「桜、紅葉、滝の自然に憩い」、また、ある人は「富士山文化の歴史を学び」と日々の生活の中にそれぞれの心の豊かさが醸成されるものと考えている。

9月定例会では、御師復原住宅を御師住宅の趣を残しながら新たに売店、飲食店舗へ改築し活用するための補正予算案を上げした。この改築事業は市単独事業で実施する。御師復原住宅は建築から約40年が経過し、木造建築の耐用年数を越え、耐震基準にも適合しないことを解消する目的とともに、本公園内での新たな活用方法により、更なる賑わいや憩いの場の創出を後押しする効果を求めるものである。

また、隣接するリフレ富士吉田エリアには、年間160万人以上の市民及び来訪者が訪れ、多額の経済効果を生み出している。

(仮称)富士の杜巡礼の郷公園エリアの整備が完了し、周辺施設との一体的な活用が図られ、文化や自然及び歴史に触れてもらうことと併せ、一年を通して、食事や買い物も楽しんでもらうことで、来訪者数200万人、経済効果8億円を見込み、市民をはじめ、県内外の多くの皆様に利用されると期待する。

2回目の質問

御師復元住宅の売店や飲食店への改築だが、アウトソーシングで行うと聞く。業者を選ぶ際の選定基準を伺う。また可能な限り多くの人が利用できるようにユニバーサルデザインに配慮した施設が求められると考えるが、執行者の見解を伺う。

この住宅は、御師の宿坊の代表的な建物で、古図を元に1983年に復原した模造の建物であり、博物館の展示物として建てられた経緯がある。売店や飲食店に改築されても、御師の文化や風俗・歴史などを知ることのできる「コーナー」を設けるのか。

また本公園は、市民や観光客の皆様が「憩い」「学び」「交流を図る」という事業目的を鑑みると、来訪者の滞在時間は長くなる。地元でキッチンカーを使い、飲食物等を販売する業者などを集め、飲食スペースを設ければ来訪者のニーズに応えられると考えるが、執行者の見解を伺う。

「交流を図る」目的のために音楽イベントや大道芸などパフォーマーが表現できるエリアも公園内にあれば、更なる賑わいを創り出せると考えるが、見解を伺う。

ふじさんミュージアムの敷地内には、桂川からの水を採取するために作られた用水すい道、蝙蝠穴がある。江戸時代の絵図では、蝙蝠穴で取水した用水は途中で二方向に分水され、一つは西に向かう福地用水で、新屋、松山を流れ下吉田に至り、もう一つは北に向かう中沢川や小佐野川で上吉田を流れ下吉田に至る。蝙蝠穴の資料は少なく、始まりは未だに明らかではないが、江戸時代を通じて利用され、大正12年に現在のすい道が開通するまで、水不足に悩まされ続けてきた地域住民には、大変重要な水源であった。

今回の公園整備工事により、この蝙蝠穴の一部が舗装工事のため埋められることを知った。一部の市民には、「先人が苦勞して築き上げた手掘りの用水路を一部でも埋めるのは、残念でならない。」との声がある。

確かに文化財の登録もされていない蝙蝠穴だが、水源に苦しんだ先人の英知を結集して築き上げたものであり、歴史的価値は高いものと認識する。道路の安全性を担保するために仕方のない結果と考えるが、今後、蝙蝠穴の学術調査を進め、市民やこの地を訪れる観光客に周知できる

対応策は考えているのか、執行者の見解を伺う。

2回目の市長答弁

まず、御師復元住宅の改築での業者の選定基準だが、改築は市が行う事業では、一般競争入札により施工業者を決定する。

なお、店舗の運営は、富士北麓地域の歴史文化と地元食材をしつかりと店舗運営に反映させ、堅実に経営できるように、令和5年4月のオープンまでに管理方法を確定したい。

次に、御師復元住宅をユニバーサルデザインに配慮した施設とすることだが、当然ながら、利用される全ての方が安全かつ安心して利用できるユニバーサルデザインとすることは必須と捉え、現在、設計の段階であるが、バリアフリートイレをはじめ、玄関への車いす昇降機の設置など施設内のバリアフリー化を計画し、全ての方々に利用しやすい施設の整備を進める。

次に、当該住宅に御師の文化や風俗・歴史などを知るための「コーナー」の設置についてだが、公園内の御師復元住宅エリアには、「タツ道」「ヤーナ川」を再現するほか、富士講講社による富士登山などを記す「石碑」を配置して、御師の宿坊付近の雰囲気を感じさせる造りとし、建物の外観は従前からの部材を使用することで、

意匠を継続する予定である。

さらに、建物内部も「御神前」・拝殿を擁する「御内陣」の二間は、そのままでの空間を残し、この空間が御師復元住宅で富士山信仰に関する文化や歴史を感じることができるよう、資料展示も検討する。

次に、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園の事業目的だが、市民が「憩い」「学び」「交流を図る」という目的の下、多目的広場や水辺の広場、また、鐘山の滝周辺広場などで様々な使い方が考えられるよう公園内の敷地整備、園路整備を進めている。

また、全ての施設の完成後にはふじさんミュージアムと併せて様々な角度から利用してもらうことで、「憩い」「学び」「交流を図る」ための賑わいの場の創出につなげていく。

次に、蝙蝠穴の対応だが、蝙蝠穴は文化財に指定されていないが、道だが、その歴史的価値を記録保存するため、富士山科学研究所及び富士吉田市文化財審議委員会委員の助言、指導を受ける中で、既に本年10月に、構造や考古学観点から測量及び発掘調査を実施し、来年度にはこの調査記録を基に、学術調査報告書をまとめる予定である。

なお、現存する開口部分は、内部の修景と説明板を設置して、この地を訪れる方々に蝙蝠穴の歴史を知ってもらうようしっかりと対応する。

■議案等の審議結果（10月臨時会）①

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
議案第58号	令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第8号）	10/28 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

■議案等の審議結果（12月定例会）②

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果
報告第15号	債権の放棄について	11/30 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
議案第59号	富士吉田市保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床工学技士等修学資金貸与条例及び富士吉田市社会福祉士、介護福祉士、理学療法士及び作業療法士修学資金貸与条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第60号	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第61号	富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第62号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第63号	富士吉田市観光施設の指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第64号	富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第65号	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第66号	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第67号	富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第68号	富士・東部広域環境事務組合の設立について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第69号	令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第9号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	令和3年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
議案第71号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	11/30 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	11/30 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第10号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	令和3年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	令和3年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第76号	令和3年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第77号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11/30 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第78号	令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第11号）	12/9 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第79号	令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第12号）	12/17 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第80号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/17 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選挙第7号	富士吉田市内二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名 推選	—	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当选

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。

編集後記・議会だより編集委員会

令和4年も早いもので2月です。富士吉田市で最も寒い季節となりました。

新型コロナウイルスの変異株など、まだまだ収束へは先行きの見えない社会情勢ですが、本市は3回目のワクチン接種に向け順次、接種券が発送されています。そんな中、昨年9月に、市議会より市長へ地域経済の活性化の一助として更なる支援策を市民の皆さんに講じるよう意見書を提出し、市長の迅速な対応で3回目の「七福来券」事業が実施されております。私が、一般質問した下吉田商店街にも活気が戻ってきたように感じられます。

また、本号記載のとおり、市民の皆さんに寄り添うべく市議会議員の期末手当を引き下げしました。本年も、市民生活の向上を実現する為に、議会としての役割を全力で果たして行きたいと思います。（鈴木富蔵）

●委員長 勝俣 大紀

●副委員長 鈴木 富蔵

●委 員 太田 利政

渡辺 利彦

渡辺 幸寿

渡辺 将



富士吉田市議会のホームページをこちらのQRコードからご覧になれます。ぜひご活用ください。

